西播磨総合リハビリテーションセンター芝生広場利用規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者や高齢者が一般市民と共に参加できるグラウンドゴルフなどのユニバーサルスポーツを楽しみながら、市民間の交流と親睦、並びに健康増進の為に兵庫県が設置した、西播磨総合リハビリテーションセンター芝生広場(以下「芝生広場」という。)の利用及び管理について定めるものとする。

(施設運営)

- 第2条 芝生広場に施設運営担当者を置く。
 - 2 前項の施設運営担当者は、西播磨総合リハビリテーションセンター総務部体育指導課長とする。
 - 3 施設運営担当者は、芝生広場の利用並びに運営等の業務を統括する。

(施設管理)

- 第3条 芝生広場に施設管理者を置く。
 - 2 前項の施設管理者は、西播磨総合リハビリテーションセンター総務部長とする。
 - 3 施設管理者は、芝生広場の維持並びに管理等の業務を統括する。

(利用者の範囲)

- 第4条 芝生広場を利用することができる者は次のとおりとする。
 - 1)県内在住のグラウンドゴルフ愛好団体
 - 2) 県内在住のユニバーサルスポーツ愛好団体
 - 3)その他、特に施設管理者が認めた者

(遵守事項並びに現状復帰)

第5条 芝生広場の利用者は、本施設の公共性を鑑み、周辺地域に迷惑を及ぼす行為(騒音、 危険行為等)を行わない。また本施設利用後は、入場時の状態に現状復帰(グラウンド整備、 ゴミの持ち帰り、施設備品の返却等)に責任を負う。

(利用時間)

第6条 芝生広場の利用時間は9時00分~17時00分とし、1団体あたりが利用できる時間単位は次のとおりとする。

- ・午前の部: 9時00分~12時00分
- 午後の部:13時00分~17時00分とする。

(利用区分)

(利用定員)

- 第7条 芝生広場の利用区分は次のとおりとする。
 - 1) 全面利用(芝生広場全て<約10,000㎡>を1団体が占有し利用する場合)
 - 2) 一部利用(芝生広場を1団体あたりの利用人数に応じて分割し利用する場合)

第8条 芝生広場の利用定員は、原則として最低6名以上、最大150名以内とする。

2 芝生広場の利用は、前項の利用人数を満たす範囲で、1つの時間単位から申し込みを受け付ける。

(利用の申し込み)

第9条 芝生広場の利用申し込みは、利用を希望する日の3カ月前の月初め(毎月1日)より、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、ふれあいスポーツ交流館(西播磨総合リハビリテーションセンター総務部体育指導課)へ申し込む。

(使用料)

第10条 芝生広場の使用料は無料とする。

但し、利用者は西播磨総合リハビリテーションセンターが実施する地域交流事業や芝生広場の整備等への協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

(設備、器物の破損等)

第11条 芝生広場利用者が、故意又は重大な過失により設備、器具、用具等の破損又は 紛失させた場合、その実費を弁済しなければならない。

(利用者責任)

第12条 利用時間内に芝生広場内で発生した事故並びに怪我等については、原則として利用者の自己責任とする。

2 夏期の利用にあたっては、別紙の注意事項に留意し、熱中症や日射病などの予防に 努める。

(利用の禁止)

第13条 管理者は、第5条の遵守の不履行、並びに利用申込内容等、虚偽の使用があった場合、その利用者に次回より施設の利用を禁止することができる。

(規程外の事項)

第14条 この規程に定めのない事項及び改廃については、施設管理者が別に定める。

附則

この規程は平成19年10月10日より施行する。